

## 【外貨 ex】約款 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新約款	旧約款
<b>第 6 条 (口座の開設及び取引の適格要件)</b>	<p>1. お客様は、本取引を行う事を目的として、弊社の所定の手続き（本人確認の手続き等を含みます。）に従い弊社店頭外国為替証拠金取引「外貨 ex」口座（以下「本口座」といいます。）と共に、取引所為替証拠金取引口座「くりっく 365」口座（以下「くりっく 365 口座」といいます。）の開設の申し込みを行うものとします。</p> <p>尚、ご希望の場合、店頭外国為替証拠金取引「CyberAgent FX MT4」口座（以下「MT4 口座」といいます）も併せて受付可能です。</p>	<p>1. お客様は、本取引を行う事を目的として、弊社の所定の手続き（本人確認の手続き等を含みます。）に従い外国為替証拠金取引口座（以下「本口座」といいます。）と共に、取引所為替証拠金取引口座（以下「くりっく 365 口座」といいます。）の開設の申し込みを行うものとします。</p>
<b>第 31 条 (免責事項)</b>	<p>削除</p>	<p>(13) 本約款に弊社が免責される旨またはお客様が責任を負う旨が定められた損害。</p>
<b>第 32 条 (反社会的勢力の排除)</b>	<p>1. お客様は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しない事、及び次の各号のいずれにも該当しない事を表明し、かつ将来にわたっても該当しない事を確約するものとします。</p> <p>(1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する事。</p> <p>(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する事。</p> <p>(3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する事。</p> <p>(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有する事。</p> <p>(5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する事。</p> <p>2. お客様は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わない事を確約するものとします。</p> <p>(1) 暴力的な要求行為。</p> <p>(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。</p> <p>(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。</p> <p>(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴行の信用を毀損し、または弊社の業務を妨害する行為。</p> <p>(5) その他前各号に準ずる行為。</p>	<p>記載なし</p>

<p><b>第 33 条 (本口座の停止または解約)</b></p>	<p>1. 次の各号のいずれかに該当し、またはお客様が第 21 条第 1 項、第 2 項に掲げる事項のいずれかに該当した時は、本口座は停止される事となり、本口座での取引はできなくなります。(但し、不足金の対処、引き出し等は除きます。)</p> <p>(1) お客様が弊社に対し<u>本口座、MT4 口座またはくりっく 365 口座の停止の申し入れをした時。</u></p> <p>(2) お客様が本約款の条項のいずれかに違反し、弊社が本口座の停止を通告した時。</p> <p>(3) <u>第 41 条</u>に定める本約款及び取引説明書の変更にお客様が同意しない時。</p> <p>(4) お客様が本約款第 6 条第 2 項に定める適格要件を欠く状態になったと弊社が合理的に判断した場合。</p> <p>(5) <u>MT4 口座及び、くりっく 365 口座</u>が停止された時。</p> <p>(6) 前各号の他、やむを得ない事由により、弊社が取引を継続する事が不適切であると認めた場合。</p> <p>2. 次の各号のいずれかに該当した時は、本口座は解約される事とします。</p> <p>(1) お客様が弊社に対し外国為替証拠金取引の本口座、<u>MT4 口座またはくりっく 365 口座</u>の解約の申し入れをした時。</p> <p>(2) お客様が本約款の条項のいずれかに違反し、弊社が本口座の解約を通告した時。</p> <p>(3) 一定期間にわたり本口座の停止が継続した場合。</p> <p>(4) お客様がマネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用する為に外国為替証拠金取引を行っている、または反社会的勢力の一員であると弊社が合理的に判断した場合。</p> <p>(5) <u>弊社がお客様に通知した口座番号等を、共同で使用し、または他人に貸与若しくは譲渡した場合。</u></p> <p>(6) お客様が本約款第 6 条第 2 項に定める適格要件を欠く状態になったと弊社が合理的に判断した場合。</p> <p>(7) <u>MT4 口座またはくりっく 365 口座</u>が解約された時。</p> <p>(8) 前各号の他、やむを得ない事由により、弊社が本口座を存置する事が不適切であると認めた場合。</p>	<p>1. 次の各号のいずれかに該当し、またはお客様が第 21 条第 1 項、第 2 項に掲げる事項のいずれかに該当した時は、本口座は停止される事となり、本口座での取引はできなくなります。(但し、不足金の対処、引き出し等は除きます。)</p> <p>(1) お客様が弊社に対し外国為替証拠金取引の本口座またはくりっく 365 口座の停止の申し入れをした時。</p> <p>(2) お客様が本約款の条項のいずれかに違反し、弊社が本口座の停止を通告した時。</p> <p>(3) <u>第 40 条</u>に定める本約款及び取引説明書の変更にお客様が同意しない時。</p> <p>(4) お客様が本約款第 6 条第 2 項に定める適格要件を欠く状態になったと弊社が合理的に判断した場合。</p> <p>(5) <u>くりっく 365 口座を開設されているお客様は、くりっく 365 口座が停止された時。</u></p> <p>(6) 前各号の他、やむを得ない事由により、弊社が取引を継続する事が不適切であると認めた場合。</p> <p>2. 次の各号のいずれかに該当した時は、本口座は解約される事とします。</p> <p>(1) お客様が弊社に対し外国為替証拠金取引の本口座<u>またはくりっく 365 口座</u>の解約の申し入れをした時。</p> <p>(2) お客様が本約款の条項のいずれかに違反し、弊社が本口座の解約を通告した時。</p> <p>(3) 一定期間にわたり本口座の停止が継続した場合。</p> <p>(4) お客様がマネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用する為に外国為替証拠金取引を行っている、または反社会的勢力の一員であると弊社が合理的に判断した場合。</p> <p>(5) <u>お客様が弊社が通知した口座番号等を、共同で使用し、または他人に貸与若しくは譲渡した場合。</u></p> <p>(6) お客様が本約款第 6 条第 2 項に定める適格要件を欠く状態になったと弊社が合理的に判断した場合。</p> <p>(7) <u>くりっく 365 口座を開設されているお客様は、くりっく 365 口座が解約された時。</u></p> <p>(8) 前各号のほか、やむを得ない事由により、弊社が本口座を存置する事が不適切であると認めた場合。</p>
<p><b>第 35 条 (取引報告書等について)</b></p>	<p>弊社は、原則として取引画面 (携帯端末は除きます。) において閲覧可能な PDF 等、電磁的方法による交付サービスにより、お客様の取引明細、保有ポジション (建玉) 明細、残高明細等を記載した取引報告書等を発行するものとします。</p>	<p>弊社は、原則として取引画面 (携帯端末は除きます。) において閲覧可能な PDF 等、電磁的方法による交付サービスにより、<u>お客様の取引成立後、遅滞なく取引明細、保有ポジション (建玉) 明細、残高明細等を記載した取引報告書等を発行するものとします。</u></p>